

## <参考資料>マイナンバー漏えい事故

2017年11月10日

### 顧客のマイナンバーを委託先が誤って裁断

群馬銀行は、顧客が送付したマイナンバー告知書などを、委託先が誤って裁断していたことを明らかにした。同行によれば、投資信託や債権の取り引きがある顧客から提供を受けたマイナンバーの「告知書」のほか、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードのコピー、住民票の写しなどの個人番号の確認用書類を誤って裁断したという。いずれも9月20日から10月12日ごろまでに返送された書類で、本来ならば同行のシステムへマイナンバーを登録した後にシュレッダー裁断するところ、委託先が登録前の10月13日に封筒ごと誤って裁断。裁断後の紙片はすべて確保しており、外部への流出はないと説明している。

2017年2月17日

### マイナンバー 1992人分流出 制度開始以来最大規模

静岡県湖西市は16日、昨年同市にふるさと納税をした1992人について、別人のマイナンバーを記載して寄付者が住む自治体に通知していたと発表した。国の個人情報保護委員会によると、一度に大量のマイナンバーが本人以外の第三者に漏えいしたのは、2015年10月のマイナンバー制度開始以来最大規模で、マイナンバー法で定められた「重大な事態」に当たるといふ。同市は「個人情報が外部へ流出する可能性は低い」としている。

2017年11月10日

### 報酬支払時に提出受けた書類を紛失、マイナンバーを記載

千葉県は、習志野健康福祉センターにおいて、マイナンバー含む個人情報が記載された書類の紛失が発生したことを明らかにした。同県によれば、委員や講師への報酬を支払うにあたって提出を依頼した書類を紛失したもの。46人分の氏名やマイナンバーなどが記載されていた。9月8日、2016年度に提出された書類を確認しようとしたが見当たらず、同センター内を捜索。同年度に取得した121人分のうち、46人分の書類が紛失していることが判明した。書類はファイリングして施錠できるロッカーなどで保管すると決められていたが、担当職員は適切に管理しておらず、金庫内や職員の机の中などに分散して保管されていたという。

2016/10/13

## 2016 年度上半期、マイナンバー漏洩事故は 66 件 「重大事態」 2 件

個人情報保護委員会が、2016 年 4 月から 9 月までの 2016 年度上半期に関する活動状況を取りまとめたもの。特定個人情報の漏洩や紛失といった事故は、同期間中に 49 機関から 66 件の報告を受けたという。

内訳を見ると、行政機関が 2 機関より 3 件、地方公共団体が 30 機関で 37 件、民間事業者が 17 機関で 26 件だった。また立入検査の実施件数は 4 件で、マイナンバー法違反のおそれがあるとして 5 件に対して文書による指導を実施した。また 66 件のうち、2 件に関しては紛失した特定個人情報が 100 人を超えており、委員会規則が定める「重大な事態」にあたる。いずれも民間事業者からの報告だった。

1 件は従業員約 400 人分のマイナンバーが記載された扶養控除等申告書を郵便局へ運ぶ途中、車両の窓ガラスを割られ持ち去られたという。また別の 1 件では、再委託先の担当者が情報システムに記録されていた特定個人情報含む従業員情報約 400 人分を誤って削除した。また、同期間中にマイナンバー苦情あっせん相談窓口が受け付けた苦情や相談は 545 件。内容を見ると、「提供の求め、本人確認」に関するものが 202 件と最も多い。「管理体制」が 121 件、「漏洩、紛失など」が 64 件で続き、「通知カード、マイナンバーカードの取扱い (39 件)」「個人情報保護法 (34 件)」といった相談も寄せられた。

	合計	通知カード・マイナンバーカードの取扱い	提供の求め・本人確認	利用目的	漏えい・紛失等	管理体制	個人情報保護法	苦情等窓口対応	不審な事案に関する情報提供	意見等
苦情 (注1)	38	3	17	0	6	10	1	1	0	0
相談	482	34	181	6	57	103	33	24	2	42
その他 (注2)	25	2	4	0	1	8	0	2	0	8
計	545	39	202	6	64	121	34	27	2	50

(注1) 事業者等における不適切な取扱い等に関する情報提供を含む。

(注2) マイナンバー法やマイナンバー制度に関する意見で他機関を紹介しているものを含む。